

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成31年2月13日（平成31年（行情）諮問第105号）

答申日：令和元年12月27日（令和元年度（行情）答申第414号）

事件名：非常勤職員の職種が初めて創設された際の決裁文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「非常勤職員には、例えば受動喫煙防止等指導員や総合労働相談員といった職種の名称が付されているが、このような非常勤職員の職種が初めて創設された際の決裁。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別表の2欄に掲げる文書番号1の文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年10月10日付け厚生労働省発基1010第10号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

業務の一連の過程を考慮すると、他の文書が存在しないというのは考えられない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年2月18日付け（同月19日受付）で処分庁に対して、開示請求手数料300円を納付し、法の規定に基づき本件請求文書の開示請求を行った。

(2) これに対し、処分庁は、平成30年3月16日付け厚生労働省発総0316第12号「行政文書開示請求書の補正について（依頼）」により、開示請求手数料不足分の追納依頼を行ったが、期限を過ぎても審査請求人から納付はされなかった。

そのため、平成30年8月24日付け厚生労働省発総0824第1号「行政文書開示請求書の再補正について（依頼）」により、再度開示請

求手数料の追納依頼を行ったが、期限を過ぎても納付がなかったため、原処分により、既に納付されていた開示請求手数料1件分の開示決定を行った。

- (3) これに対し、審査請求人は、原処分を不服として平成30年11月18日付け(同月20日受付)で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分は妥当であるとする。

3 理由

- (1) 本件開示請求に係る手数料について

行政文書の開示請求に係る手数料については、法16条1項及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号。以下「令」という。)13条1項1号の規定により、行政文書1件につき300円となる。

処分庁は、本件請求文書に該当する行政文書の件数を52件と特定し、これに係る開示請求手数料15,600円(300円×52件)から、本件開示請求時に納付された開示請求手数料300円を差し引いた15,300円分の収入印紙を提出するよう、審査請求人である開示請求者に求めたものである。

- (2) 補正の手続について

法4条2項は、「行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」として、開示請求書に形式上の不備があった場合の補正について規定している。形式上の不備については、法4条1項各号の記載事項が記載されていない場合のほか、開示請求手数料を納付していない場合もこれに当たると解される。

本件開示請求について、処分庁は、開示請求者に対して、2度にわたり十分な回答期限を設けて開示請求手数料分の収入印紙を提出するよう求めたが、各期限までに提出がなかったものであり、形式上の不備が補正されなかったことは明らかである。

- (3) 本件開示決定について

2度目の補正依頼の期限までに開示請求手数料不足分の追納が行われなかったため、開示請求時に納付された開示請求手数料1件分に対応するものとして、開示請求者に提示した開示請求対象文書一覧表の上から一番目の文書である「「労働基準関係法令指導員規程」を定める訓令について」の決裁文書を本件対象文書として特定し、その全部を開示する原処分を行った。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書(上記第2の2)の中で、「業務の一連の過

程を考慮すると、他の文書が存在しないというのは考えられない」として原処分を取消しを求めているが、本件対象文書の特等については、上記3のとおりであり、審査請求人の主張は失当である。

5 結論

以上のとおり、本件開示請求については、開示請求手数料の追加納付がなかったものであり、これに対する補正の求めも適切に行われていることから、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成31年2月13日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和元年11月13日 | 審議 |
| ④ | 同年12月25日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

(1) 当審査会において諮問書の添付資料を確認したところ、本件開示請求から原処分に至る経緯は以下のとおりである。

審査請求人は、平成30年2月18日付けで、開示請求手数料として300円を納付し、本件請求文書の開示請求を行った。

これに対し、厚生労働省においては、本件請求文書に該当する文書として、52件の行政文書（別表の2欄に掲げる文書番号1ないし52の文書）を保有していることを確認し、令13条1項1号により、開示請求手数料の算定の基礎となる行政文書の数は52件として、必要な開示請求手数料を15,600円（300円×52件）と算定した。

そして、処分庁は、審査請求人である開示請求者に対し、平成30年3月16日付けの補正依頼（以下「補正依頼1」という。）により、当該52件の文書の一覧を添付した上で、不足する51件分の開示請求手数料15,300円（15,600円－300円）を期限までに納付するよう求めた。

しかし、開示請求者からは、補正依頼1の期限までに不足分の開示請求手数料が追納されなかったことから、処分庁は、平成30年8月24日付けの補正依頼（以下「補正依頼2」という。）により、同人に対し、改めて不足分の開示請求手数料を期限までに納付するよう求めるとともに、期限までに追納されなかった場合には、開示決定等を行う文書は、補正依頼1の通知に添付した開示請求対象文書一覧（52件の文書）の上から順に、既に納付されている開示請求手数料に応じた件数分とする旨を通知した。

しかし、補正依頼2に対しても、開示請求者からは、期限までに不足分の開示請求手数料は追納されず、開示文書についての希望の連絡もなかった。

そこで、処分庁は、補正依頼2で通知したとおり、補正依頼1の通知に添付した52件の文書の一覧の上から1件目の文書である別表の2欄に掲げる文書番号1の文書を本件対象文書として特定し、その全部を開示する原処分を行った。

- (2) 審査請求人は、「業務の一連の過程を考慮すると、他の文書が存在しないというのは考えられない」として原処分の取消しを求めており、本件対象文書以外の文書についても特定し開示決定等をするよう求めているものと解されるが、諮問庁は原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件審査請求を受けて、改めて関係部署の書庫等を探索したが、厚生労働省においては、別表の2欄に掲げる52件の文書の外に本件請求文書に該当する文書はないとのことであり、探索の範囲について不十分であるとはいえない。
- (2) 開示請求手数料については、令13条1項1号により、開示請求に係る行政文書1件につき300円とされているが、同条2項において、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書(1号)又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書(2号)の開示請求を一の開示請求によって行うときは、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなし、手数料は300円で足りることとされている。
- (3) そして、原処分において、開示請求手数料の算定の基礎となる行政文書の数を52件としたことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し確認させたところ、原処分時に先立ち特定した52件の文書は、それぞれ別表の3欄に掲げる名称の行政文書ファイルに保存されており、非常勤職員の職種、決裁をとった年度又は規程等の改正内容に応じて区分し、保有されていることから、令13条1項1号により、開示請求手数料を52件分と算定したとのことである。
- (4) 当審査会において、諮問庁から、厚生労働省の行政文書ファイル管理簿の提示を受けて確認したところ、別表の3欄に掲げる名称の行政文書ファイルが掲載されていることが認められる。
- (5) また、当審査会において、諮問庁から、処分庁が開示請求対象文書として特定した52件の文書の提示を受けて確認したところ、上記(2)の諮問庁の説明のとおり、当該52件の文書は、非常勤職員の職種、決裁をとった年度又は規程等の改正内容が異なっていることが認められる

が、そのうち、①文書番号7及び文書番号10ないし12，②文書番号16及び17，③文書番号21，23及び24並びに④文書番号30及び31の文書については、それぞれ行政文書ファイル名が同じであることから、この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 文書番号21は、文書番号23及び24と同一の行政文書ファイル名ではあるが、所管する係が異なることから、文書番号23及び24とは別の行政文書ファイルに編てつされている。

イ 一方、①文書番号7及び文書番号10ないし12，②文書番号16及び17，③文書番号23及び24並びに④文書番号30及び31については、それぞれ同一の行政文書ファイルに編てつされている。

(6) そうすると、上記(4)イに掲げる各文書に係る開示請求手数料は、令13条2項1号により、編てつされている同一の行政文書ファイルごとに各1件の行政文書とみなして算定すべきであることから、原処分に当たって算定した52件の文書に係る開示請求手数料は、本来は、46件分の13,800円であると認められる。

(7) しかしながら、上記1(1)のとおり、原処分に先立ち、開示請求対象文書一覧として52件の文書の一覧を添付した上で、2回にわたって不足分の開示請求手数料を期限までに納付するよう求めるとともに、期限までに追納されなかった場合には、開示決定等を行う文書は、当該52件の文書の一覧の上から順に、既に納付されている開示請求手数料に応じた件数分とする旨を明示していたにもかかわらず、開示請求者からは、期限までに開示請求手数料が追納されることなく、また、開示文書について希望の連絡もなかったものであり、こうした経緯を踏まえれば、仮に当初から上記(5)のとおり開示請求手数料を46件分と算定していたとしても、本件においては、そのことが原処分に何らかの影響を及ぼしたとは考え難い。また、当該52件中の他の文書で、文書番号1の文書と同一の行政文書ファイルに編てつされているものはないと認められることから、原処分において開示決定等された文書数は、本件開示請求において納付された1件分の開示請求手数料に見合ったものである。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書の外に特定すべき文書を保有しているとは認められず、原処分において、別表の2欄に掲げる文書番号1の文書のみを本件対象文書として特定し、開示決定を行ったことは、妥当である。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定した

ことは妥当であると判断した。
(第3部会)

委員 高野修一, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表

1 保存 部局	2 文書番号及び文書名		3 行政文書ファイル の名称
労働基準 局	1	「労働基準関係法令指導員規程」 を定める訓令について	訓令
	2	賃金調査員規程について	賃金調査員規程
	3	「労働時間管理適正化指導員規程」 を定める訓令について	平成27年度相談員関係
	4	「派遣労働者専門指導員規程」を 定める訓令について	原義綴（平成20年度）
	5	未払賃金等調査補助員に係る設置 要領及び執務準則の作成について	平成29年度未払賃金 立替払綴
	6	「石綿届出等点検指導員」を定め る訓令について	原義綴・第2類（業務 班）（平成20年度）
	7	労災保険審査専門調査員設置要領 の制定について	非常勤職員訓令・設置 要領改正関係
	8	労災診療費審査補助員の配置につ いて	原義（その他）（20 10年度）
	9	労災保険調査員設置要領の制定につ いて	相談員配置（2013 年度）
	10	社会復帰相談員設置要領の制定につ いて	非常勤職員訓令・設置 要領改正関係
	11	労災保険給付専門調査員設置要領 の制定について	非常勤職員訓令・設置 要領改正関係
	12	第三者行為災害専門調査員設置要 領の制定について	非常勤職員訓令・設置 要領改正関係
	13	特別加入専門相談員設置要領の制 定について	原義（その他）（20 16年度）
	14	「労働保険算定基礎調査等指導員 規程」等の制定について	労働保険徴収法等改正 原義（2015年度）
	15	「電子申請利用促進相談員規程」 の制定について	労働保険徴収法等改正 原議（平成21年度）
職業安定 局	16	ハローワークプラザの廃止につい て	原議綴（5年保存） （平成27年度）

17	職業相談員（求人・求職情報提供）の設置について	原議綴（5年保存） （平成27年度）
18	長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ求職者に対する就職支援モデル事業の実施について	原義綴り（平成25年度）
19	「長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ求職者に対する就職支援事業」の実施について	原議綴（5年保存） （平成28年度）
20	「求人充足サービス推進要領」の改正等について	原議綴（平成25年度）
21	「就職支援プログラム事業」の改正について	原義綴（平成28年度）
22	マザーズハローワーク事業の拡充について	原議綴（平成27年度）
23	マザーズハローワーク事業の拡充について	原義綴（平成28年度）
24	「建設人材確保プロジェクトの実施について	原義綴（平成28年度）
25	「需給調整事業専門相談員の設置について」の通知について	原議（労働者派遣事業係）2011年度
26	申請相談員設置要領の改正等について	原義（平成27年度）
27	事業主支援アドバイザー（生産性要件担当）の設置要領について	平成二十八年度 原義綴り1
28	生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について	「福祉から就労」支援事業（平成24年度）
29	高齢者就労総合支援事業の実施について	平成25年度 高齢者就労総合支援事業に関する決裁文書
30	高齢者就労総合支援事業実施要領の一部改正について	平成28年度 高齢者就労総合支援事業に関する決裁文書
31	高齢者就労総合支援事業実施要領の一部改正について	平成28年度 高齢者就労総合支援事業に関する決裁文書

	3 2	生涯現役促進地域連携事業実施要領の一部改正について	平成30年度 生涯現役促進地域連携事業に関する決裁文書
	3 3	難病患者の安定的な就職に向けた支援の実施について	難病患者の安定的な就職に向けた支援の実施
	3 4	発達障害者等に対する小集団方式による支援事業の実施について	平成28年度発達障害者等に対する小集団方式による支援事業関係業務
	3 5	「障害者職業紹介業務取扱要領」の一部改正について	平成29年度 職業相談・職業紹介関係綴
	3 6	「障害者職業紹介業務取扱要領」の一部改正について	平成28年度 職業相談・職業紹介関係綴
	3 7	「障害者職業紹介業務取扱要領」の一部改正について	平成27年度 職業相談・職業紹介関係綴
	3 8	精神障害者等の就職及び雇用継続の促進に向けた支援事業の実施について	平成29年度精神障害者等の就職及び雇用継続の促進に向けた支援事業の実施について
	3 9	「医療機関と公共職業安定所の連携による就労支援モデル事業」の実施について	平成29年度医療機関と公共職業安定所の連携による就労支援モデル事業
	4 0	地方就職希望者活性化事業実施要領の改正について	地方就職希望者活性化事業関係原義（平成29年度）
	4 1	福島雇用創出総合支援事業，福島帰還希望者就職支援事業及び福島避難者等就職支援事業実施要領の作成について	平成24年度原義
雇 用 環 境 ・ 均 等 局	4 2	紛争解決アドバイザー規程の訓令について	例規通達原義
	4 3	雇用均等相談員規程の制定について	平成23年度法規係原議
	4 4	雇用均等指導員規程の制定について	H23原義つづり

		て	
	4 5	ハラスメント防止アドバイザーの訓令について	平成 2 7 年度訓令改正
	4 6	「「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン～キャリアアップの促進のための助成措置の円滑な活用に向けて～」について」の改正について」の発出について	平成 2 7 年度 雇用対策原義
子ども家庭局	4 7	平成 2 8 年度人事異動（管理係）	平成 2 8 年度人事異動（管理係）
	4 8	平成 2 9 年度人事異動（管理係）	平成 2 9 年度人事異動（管理係）
人材開発統括官	4 9	雇用対策専門支援員（人材育成支援分）の配置について	委託訓練関係原義（平成 2 7 年度）
	5 0	新規学卒者等に対する就職支援業務について（伺い）	平成 2 8 年度新規学卒者等支援事業 原義
	5 1	平成 2 9 年度における「若者ステップアッププログラム」の推進について	平成 2 8 年度フリーター等支援事業 原義
政策統括官	5 2	アフターサービス推進室の設置に関する訓令の制定について	訓令制定